

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に
関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十九号）に基づき、人事院規則九一五五（特地勤務
手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十二月二十四日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九一五五一一五四

人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応す
る改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正前欄に掲げる規
定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
（特地勤務手当の月額）	（特地勤務手当の月額）

第二条 特地勤務手当の月額は、俸給及び扶養手

署の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

一 六級地	百分の二十五
二 五級地	百分の二十
三 四級地	百分の十六
四 三級地	百分の十二
五 二級地	百分の八
六 一級地	百分の四

第二条 特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表の級別区分（前条の人事院が定める官署にあつては、人事院が定める当該官署の級別区分）に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額（その額が現に受けれる俸給及び扶養手当の月額の合計額に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

一 級地	二 級地	三 級地	四 級地	五 級地	六 級地
百分の四	百分の八	百分の十二	百分の十六	百分の二十	百分の二十五

2 前項の特地官署の級別区分は、別表に定める
とおり（前条の人事院が定める官署にあつて
は、人事院が定める当該官署の級別区分）とす
る。

（削
る）

2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲
げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受
けた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二
分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養
手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を
合算した額（法第六十条の二第二項に規定する
定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再
任用短時間勤務職員」という。）にあつては、
現に受ける俸給の月額）とする。

一 職員が特地官署に勤務することとなつた場
合 その勤務することとなつた日（職員がそ
の日前一年以内に当該官署に勤務していた場
合（人事院が定める場合に限る。）には、そ

の日前の人事院が定める日)

(削る)

(削る)

二 職員が特地官署以外の官署に勤務することとなつた場合において、その勤務することとなつた日後に当該官署が特地官署に該当することとなつたとき その該当することとなつた日

三 第一号、前号又はこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地官署の移転に伴つて住居を移転した場合において、当該官署が当該移転後も引き続き特地官署に該当するとき 当該官署の移転の日

3 次の各号に掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用

(削る)

については、当該各号に定めるところによる。

一 前項各号に定める日が平成十四年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員

同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る俸給及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百六号）の施行の日における同法第一条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の」とする。

二 前項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十月三十一日までの間にある職員同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る俸給及び扶養手当について一般職の職員の

給与に関する法律等の一部を改正する法律
(平成十五年法律第二百四十一号) の施行の日
における同法第一条の規定による改正後の給
与法の規定によるものとした場合の」とす
る。

三 前項各号に定める日が平成十七年四月一日
から同年十一月三十日までの間にある職員
同項中「に受けていた」とあるのは、「に係
る俸給及び扶養手当について一般職の職員の
給与に関する法律等の一部を改正する法律
(平成十七年法律第二百十三号) の施行の日に
おける同法第一条の規定による改正後の給与
法の規定によるものとした場合の」とする。

四| 前項各号に定める日が平成二十一年四月一

日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十一年度減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。）であつた者に限る。）前項中「受けっていた俸給及び」とあるのは、「係る俸給について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。以下この項において「平成二十一年改正法」という。）の施行の日における平成二十一年改正法第一

条の規定による改正後の給与法の規定及び平成二十一年改正法第八条の規定による改正後的一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定によるものとした場合の俸給の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

五 前項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十二年度減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）附則第三条第一項第一号に規定する減額

改定対象職員をいう。）であつた者に限る。）前項中「受けっていた俸給及び」とあるのは、「係る俸給について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。）の施行の日における平成二十二年改正法第一条の規定による改正後の給与法の規定及び平成二十二年改正法第七条の規定による改正後的一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百三十号）附則第十一条の規定によるものとした場合の俸給の月額並びに当該定める日に受け

いた」とする。

六 前項各号に定める日が平成二十三年四月一日から平成二十四年二月二十九日までの間にある職員（その日に平成二十三年度減額改定対象職員（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）附則第六条第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。）であつた者に限る。）前項中「受けていた俸給及び」とあるのは、（係る俸給について国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この項において「給与改定特例法」という。）の施行の日における

(削
る)

る給与改定特例法第二条の規定による改正後の給与法の規定及び給与改定特例法第五条の規定による改正後的一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定によるものとした場合の俸給の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児休業法第十三条第一項に規定する育児

短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けっていた俸給及び」とあるのは「受けていた俸給の月額を同日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項

第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項第一号から第三号までの規定により読み替えて適用

する場合を含む。）中「俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と」とあるのは、「俸給の月額に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と」と、前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に育児休業法第七条（育児休業法第二十二条において準用す

る場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けっていた俸給及び」とあるのは「受けていた俸給の月額を同日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書

の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けたと、前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替

えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

四 育児休業法第二十三条第二項に規定する「期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）第二項中「受けていた俸給及び」とあるのは「受けていた俸給の月

額を同日における育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における育児休業法第二十

五条の規定により読み替えられた勤務時間法

第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文

に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに「同日」とする。

(特地勤務手当を支給しない期間)

第三条 (略)

(特地勤務手当を支給しない期間)

第三条 (略)

(削る)

第三条 規則九一四九(地域手当)別表第一に掲

げる地域に所在する特地官署に勤務する職員
(前条の規定により特地勤務手当を支給されない職員を除く。)には、給与法第十三条の三の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第四条 (略)

2 給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、俸給及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第四条 (略)

2 給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は官署の移転の日(職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に勤務することとなつた場合(人事院が定める場合に限る。)には、その日前の人事院が定める日。以

下この条及び第十一條において同じ。)に受け

ていた俸給及び扶養手当の月額の合計額(定年
前再任用短時間勤務職員につては、現に受け

る俸給の月額)第六条において「異動等の日の

俸給等の合計額」という。)に、次の表の上欄

に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲

げる俸給割合を乗じて得た額(その額が現に受

ける俸給及び扶養手当の月額の合計額に百分の

六を乗じて得た額(同条において「上限額」と

いう。)を超えるときは、当該額)とする。

(略)		期間等の区分	支給割合
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)		期間等の区分	支給割合
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

備考 前条各号に掲げる官署のうち次項第一号に掲げる官署以外の官署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該官署を準特地官署とみなす。

(削る)

備考 第二条の二各号に掲げる官署のうち第四項第一号に掲げる官署以外の官署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該官署を準特地官署とみなす。

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「受けっていた俸給

及び」とあるのは「受けっていた俸給の月額を同項に規定する異動又は官署の移転の日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「俸給及び扶養手当

の月額の合計額（）とあるのは「、俸給の月額に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額（）とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「受けていた俸給及び」とあるのは「受けていた俸給の月額を同項に規定す

る異動又は官署の移転の日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

四 任期付短時間勤務職員 前項中「受けてい

た俸給及び」とあるのは「受けっていた俸給の

月額を同項に規定する異動又は官署の移転の日における育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

3| 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる官署

4| 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる官署

に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

一 前条各号に掲げる官署のうち人事院が定めるもの

二 (略)

(削る)

第五条 給与法第十四条第二項の規定により同条

第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事

に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

一 第二条の二各号に掲げる官署のうち人事院が定めるもの

二 (略)

第五条 給与法第十四条第二項の任用の事情等を

考慮して人事院規則で定める職員は、人事交流等により俸給表の適用を受けることとなつた職員とする。

2 給与法第十四条第二項の規定により同条第一

項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規

院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

る。

(削る)

一 新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地

則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 交流採用（官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をいう。以下この条において同じ。）又は法第六十条の二第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地官署又は準特地官署に在勤することとなつた職員で、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

二 新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地

官署又は準特地官署に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」といいう。）前三年以内に、新たに俸給表の適用を受ける職員となつて、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

官署又は準特地官署に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」といいう。）前三年以内に、検察官であつた者若しくは給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等（以下「行政執行法人職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、又は交流採用若しくは法第六十条の二第一項の規定による採用をされ、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

二 新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者で、新たに俸給表の適用を受けることとな

三 法第六十条の二第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤して

つた日（以下この条において「適用日」という。）の前日に在勤していた官署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、給与法第十四条第一項に規定する新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該官署に異動したるものとなるもの

三 新たに俸給表の適用を受ける職員となつた

いた官署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、給与法第十四条第二項に規定する新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該官署に異動したものとなるもの

四 法第六十条の二第一項の規定による採用を

者で、適用日の前日に給与法第十四条第一項

又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該適用

用日前から引き続き勤務していたものとし

場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

四 前三号に掲げるもののほか、前三号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事院が認めるもの

2 給与法第十四条第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め

された職員で、当該採用の日の前日に給与法

第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもの

のうち、当該採用の日前から引き続き勤務して

いたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

五 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事院が認めるもの

3 給与法第十四条第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め

るところによる。

一 新たに俸給表の適用を受ける職員となつて特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 適用日に特地官署又は準特地官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により支給されることとなる期間及び額

一 檢察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が俸給表の適用を受けることとなつた日、交流採用をされた日又は法第六十条の二第一項の規定による採用をされた日に特地官署又は準特地官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項（同条第三項及び第十一條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から

第五号までにおいて同じ。）並びに第十一條

第二項の規定により支給されることとなる期

間及び額

二 新たに特地官署又は準特地官署に該当する

こととなつた官署に在勤する職員で指定日前

三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴

つて住居を移転したもの 当該職員の指定日

に在勤する官署が当該異動の日前に特地官署

又は準特地官署に該当していたものとした場

合に前条第一項及び第二項の規定により指定

日以降支給されることとなる期間及び額

となる期間及び額

三 前項第一号に規定する職員 当該職員の指

定日に在勤する官署が適用日前に特地官署又は準特地官署に該当していたものとし、かつ、当該職員が当該適用日に当該官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

定日に在勤する官署が、当該職員の俸給表の適用を受けることとなつた日、交流採用をされた日又は法第六十条の二第一項の規定による採用をされた日前に特地官署又は準特地官署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項並びに第十一條第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

四 前項第二号に規定する職員 適用日前から

俸給表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されるこ

四 前項第三号に規定する職員 当該職員が同

号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指

ととなる期間及び額

定日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第三号に規定する職員 適用日前から
俸給表の適用を受ける職員として引き続き勤務
していたものとした場合に前条第一項及び
第二項又はこの項の規定により当該適用日以
降支給されることとなる期間及び額

五 前項第四号に規定する職員 当該職員が同
号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務
職員として引き続き勤務していたものとした
場合に前条第一項及び第二項又はこの項の規
定により当該採用の日以降支給されることと
なる期間及び額

六 前項第四号に規定する職員 別に人事院が
定める期間及び額

六 前項第五号に規定する職員 別に人事院が
定める期間及び額

3| 前項の規定にかかわらず、前条第三項各号に
掲げる官署に在勤する職員には、冬期以外の期
間は、給与法第十四条第二項の規定による特地

4| 前項の規定にかかわらず、前条第四項各号に
掲げる官署に在勤する職員には、冬期以外の期
間は、給与法第十四条第二項の規定による特地

勤務手当に準ずる手当を支給しない。

勤務手当に準ずる手当を支給しない。

（特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整）

第六条 給与法第十四条の規定により特地勤務手

當に準ずる手当を支給される職員のうち給与法

第十一條の八の規定により広域異動手当（その

支給割合が百分の一を超えるものに限る。）を

支給される職員の当該特地勤務手当に準ずる手

当の月額は、異動等の日の俸給等の合計額に、

次の各号に掲げる当該広域異動手当の支給割合

の区分に応じ、第四条第二項の規定による支給

割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じ

た割合を乗じて得た額（その額が上限額を超え

（削
る）

るときは、当該上限額)とする。

- 一 百分の二を超える支給割合 百分の二
- 二 百分の一を超える百分の二以下の支給割合

百分の一

(端数計算)

第六条 第二条第一項の規定による特地勤務手当の月額又は第四条第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの給与の月額とする。

(報告)

第七条 (略)

第七条 第二条の規定による特地勤務手当の月額又は第四条第二項若しくは前条の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの給与の月額とする。

(報告)

第八条 (略)

(特地官署等の見直し)

(削る)

(雑則)

第八条 (略)

る。

(雑則)

第九条 (略)

(給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)

第十条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける

職員であつて、第二条第二項各号に定める日に
おいて当該職員以外の職員であつたものに対す
る同項の規定の適用については、当分の間、同
項中「受けっていた俸給及び」とあるのは、「受
けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た

第八条の二 特地官署及び準特地官署並びに級別

区分については、五年ごとに見直すのを例とす

額及び同日に受けていた」とする。

(削
る)

2 紹与法附則第八項の規定の適用を受ける職員のうち、第二条第三項各号又は第四項各号に掲げる職員であるものの同条第一項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事院の定めるところにより算出した額とする。

(紹与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)

第十一條 紹与法附則第八項の規定の適用を受けする職員であつて、紹与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第四条第二項

の規定の適用については、当分の間、同項中
「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けて
いた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及
び同日に受けていた」とする。

2 紹与法附則第八項の規定の適用を受ける職員
のうち、第四条第三項各号に掲げる職員である
ものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前
項及び同条第三項の規定にかかわらず、これら
の規定に準じて人事院の定めるところにより算
出した額とする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一五五の規定は、令和七年四月

一日から適用する。

（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置等）

第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十九号。以下「令和七年改正法」という。）附則第三条の人事院規則で定める職員は、令和四年四月一日以前に検察官であつた者又は行政執行法人職員等（給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等をいう。）であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて、又は交流採用（官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をいう。）され特地官署（給与法第十三条の二第一項に規定する特地官署をいう。）又は準特地官署（給与法第十四条第一項に規定する準特地官署をいう。）に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員として令和七年改正法第一条の規定による改正後の給与法第十四条第二項の適用の際現に令和七年改正法第一条の規定による改正前の給与法第十四条第二項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給されているもの（他の法令の規定により行政執行法人職員等とみなされて同項の規定が適用されるものを含む。）とする。

2 令和七年改正法附則第三条の規定の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の規則九一五五第

五条第二項の適用については、同項第一号中「期間」とあるのは、「期間のうち令和七年四月一日以後の期間」とする。

第三条 前条に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事院が定める。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第四条 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のよう改訂する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよう改める。

		別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）					
		改正後					
備考	一～五 （略）	人事管理文書の区分					
		（略）	（略）	規則九一 第五五（特 地勤務手 当等）	第七条第一項又 は第二項の報告 の文書	（略）	（略）
三～二十 （略）	（略）	（略）	（略）	特地官署又は準特 地官署が移転する 場合等の報告の文 書	特地官署等実態 票	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	三年	三年	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	廃棄	（略）	（略）	（略）
					保存期間	保存期間	保存期間
					満了時の 措置	満了時の 措置	満了時の 措置

		別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）					
		改正前					
備考	一～五 （略）	人事管理文書の区分					
		（略）	（略）	規則九一 第五五（特 地勤務手 当等）	第八条第一項又 は第二項の報告 の文書	（略）	（略）
三～二十 （略）	（略）	（略）	（略）	特地官署又は準特 地官署が移転する 場合等の報告の文 書	特地官署等実態 票	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	三年	三年	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	廃棄	（略）	（略）	（略）
					保存期間	保存期間	保存期間
					満了時の 措置	満了時の 措置	満了時の 措置

（人事院規則九一五五一五一の一部改正）

第五条 人事院規則九一五五一五一（人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
附 則		附 則	附 則
			（改正後の人事院規則九一五五における暫定再任用職員に関する経過措置）
第二条	国家公務員法等の一部を改正する法律 （令和三年法律第六十一号。次条第一項において「令和三年改正法」という。）附則第三条第 (削る)		

四項に規定する暫定再任用職員（次項及び次条において「暫定再任用職員」という。）は、法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則九一五五（以下「改正後の規則九一五五」という。）第二条第二項から第四項まで並びに第四条第二項及び第三項の規定を適用する。

2 | 暫定再任用職員に対する改正後の規則九一五五第五条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第一号中「法第六十条の二第一項」とあるのは「国家公務員法等の一部を改

正する法律（令和三年法律第六十一号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第二号から第四号まで並びに同条第三項第一号及び第三号中「法第六十条の二第一項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」

とあるのは「暫定再任用職員（令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは

「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第二条 規則九一五五第五条第一項第一号の規定

は、令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第

第三条 改正後の規則九一五五第五条第二項第一号及び第二号の規定

号及び第二号の規定は、令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定（以下この条にお

一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定（以下この条において「法第六十条の二第一項等の規定」という。）による採用をされた法第六十条の一「第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）について適用する。

2 規則九一五五第五条第一項第二号の規定は、令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同

いて「法第六十条の二第一項等の規定」という。による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

2 改正後の規則九一五五第五条第二項第三号の規定は、令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場

号の規定する異動をした日又は当該職員が新たに俸給表の適用を受けることとなつた日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

3 規則九一五五第五条第一項第三号の規定は、

令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前に支給されていた給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至つた日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。

合に、同号の規定する異動をした日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

3 改正後の規則九一五五第五条第二項第四号の

規定は、令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前に支給されていた給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至つた日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。

(令和十年三月三十一日までの間における特地

勤務手当と地域手当との調整に関する経過措置)

第四条 令和七年四月一日から令和十年三月三十日までの間における規則九一五五第三条の規定の適用については、同条中「規則九一四九（地域手当）別表第一」とあるのは「規則九一四九一五七（人事院規則九一四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）附則別表第一」と、「給与法第十一条の三」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）附則第七条第一項」とする。

（削る）